

令和2年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会の概要について

農林水産省は、令和2年12月18日（金曜日）に、令和2年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会を開催しました。今回は、令和2年9月に開催されたOIEコード委員会の報告書で提示されたOIEコード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 鳥インフルエンザ

- ・ メンバーから、特に意見や質問はありませんでした。

2. 豚熱

- ・ メンバーから、特に意見や質問はありませんでした。

3. ゾーニングとコンパートメント

- ・ メンバーから、防護地域は、清浄地域の内外どちらに設置されるのか質問がありました。これについて事務局から、OIEコード上の定義においては、どちらでも設置可能であり、この考え方は、検討されている一時的な防護地域においても適用されると回答しました。
- ・ メンバーから、動物の移動制限等の清浄地域の要件は、防護地域の要件にも含まれるのか質問がありました。これについて事務局から、防護地域を設置するには移動制限等の要件を満たす必要があるが、今回提示されている一時的な防護地域の適用では、当該防護地域は疾病が発生するまでは清浄地域の一部であり、当該防護地域内で疾病が発生した際は封じ込め地域に移行することとなると回答しました。
- ・ メンバーから、OIE公式認定ステータスの対象疾病については一時的な防護地域の有効期限を24か月とされているが、その他の疾病については期限が定められていないことから、公式認定ステータス対象疾病と同様に24か月等の有効期限が設定された方がよいのではないかとの発言がありました。

4. アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

- ・ メンバーから、4次案に対して他国から特段の意見はなかったのか質問がありました。これについて事務局から、OIE コード委員会の報告書によれば、他国から提出された意見は、いずれもこれまでに提出された意見と同様であり、既にこれまでのコード委員会やアドホック委員会で議論が尽くされたものとして、それらについて改めて今回のコード委員会で検討されることはなかったと回答しました。

5. 口蹄疫

- ・ メンバーから、OIE はワクチン接種を推奨しているように見受けられるが、緊急ワクチン接種をした場合にワクチン接種動物のと畜や殺処分をしなくても良いのか質問がありました。これについて事務局から、口蹄疫についてはそもそも、ワクチン接種清浄という考え方が認められている中、改正案は、科学的知見を踏まえ、緊急ワクチン接種動物を殺処分しなくてもワクチンの有効性やサーベイランスの実施等を要件として清浄ステータスの回復までの期間を短縮できるようにするというものであると回答しました。
- ・ メンバーから、緊急ワクチン接種時の清浄ステータスの回復までの期間を短縮するための追加サーベイランスについて、その根拠と方法が明確でない部分があると考えるが、2次案から3次案の間にどのような議論があったのか質問がありました。これについて事務局から、本要件は新規に提示されたものであり、口蹄疫の改正案はこれから各国からのコメントを受けて議論が行われていく段階であることから、日本としても根拠を質すようなコメントを提出したいと回答しました。

6. 牛海綿状脳症 (BSE)

- ・ メンバーから、今回の見直しにより BSE サーベイランスの方法が各国に委ねられることとなるが、パッシブサーベイランスなどの実効性の確保に課題のある国も数多くあり、OIE がサーベイランスを実施するなどの対応が必要なのではないかとの意見がありました。これについて事務局から、各国におけるサーベイランスの実効性の確保が重要という点については指摘の通りであり、必要なコメントを提出したいと回答しました。

7. 狂犬病

- ・ メンバーから、犬の輸出前の抗体検査の期間の3か月前から30日前への変更の根拠について質問がありました。これについて事務局から、ワクチン接種前に狂犬病に罹患した場合であっても、ワクチン接種後に発症する場合は、接種後20日以内であること等に関する研究結果がOIEより提示されていると回答しました。

8. その他の主な質疑応答

- メンバーから、OIE 野生動物ワーキンググループの活動状況について質問がありました。これについて事務局から、ワンヘルスの観点からの活動も行っており、特に、最近では、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、野生動物と人との接点となりうる野生動物市場におけるリスク管理等に関する検討等を行っていることを説明しました。
- メンバーから、OIE はこれまで生産段階のアニマルウェルフェア基準については順次作成してきているが、多国籍企業を中心としたフードチェーンを通じたアニマルウェルフェアに関するガイドライン作成といった動きと比較すると遅れをとっているように感じ、OIE においてフードチェーンを通じたアニマルウェルフェアについて役割を果たすべきではないかとの意見がありました。これについて事務局から、OIE においては、科学に基づいた検討を行うという原則のもと、輸送やと殺における基準について作成してきていることを説明しました。
- メンバーから、OIE の基準を踏まえ、これまで畜産技術協会の国内指針は改訂されてきたが今回も同様に改訂されるのか、また、その際、フードチェーンにおけるアニマルウェルフェアの扱いにも踏み込むのか質問がありました。これについて事務局から、OIE の基準を踏まえ、必要に応じて国内指針を OIE の基準と整合させるよう団体に指導すると説明するとともに、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、アニマルウェルフェアの実践も含んだ GAP の認証取得の支援に取り組んでおり、消費者の理解も得ながら進めようとしているところである旨を説明しました。

(以上)